

畜産環境をめぐる情勢

令和7年10月

農林水産省
畜産局 畜産振興課

目次

1 畜産環境問題の現状

- ① 家畜排せつ物の発生量 .. 2
- ② 畜産業と環境問題の関わり .. 3
- ③ 家畜排せつ物処理の流れ（乳用牛・肉用牛） .. 4
- ④ 家畜排せつ物処理の流れ（養豚） .. 5
- ⑤ 家畜排せつ物処理の流れ（養鶏） .. 6
- ⑥ 苦情の発生状況 .. 7
- ⑦ 苦情の発生状況（畜種・種類・規模別） .. 8

2 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）

- ① 家畜排せつ物法の仕組み .. 9
- ② 家畜排せつ物法の管理基準 .. 10

3 その他の環境関連法令

- ① 廃棄物処理法 .. 11
- ② 水質関係法令 .. 12
- ③ 悪臭防止法 .. 13
- ④ 肥料法（法律の概要） .. 14
- ⑤ 肥料法（指定混合肥料の新設） .. 15

4 家畜排せつ物の利活用

- ① 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針 .. 16
- ② 家畜排せつ物の利用状況 .. 17
- ③ 堆肥センターの概況 .. 18
- ④ 堆肥の広域流通 .. 19
- ⑤ 家畜排せつ物の高度利用 .. 20

5 畜産環境対策における技術開発

- ① 臭気対策 .. 21
- ② 汚水処理 .. 22
- ③ 肥料としての利用促進 .. 23

6 畜産環境対策に係る総合的な指導体制の整備 .. 24

7 畜産環境に関する目標等 .. 25

8 畜産環境対策に必要な施設整備に関する主な支援策 .. 27

9 その他の関連事項

- ① 畜産分野の地球温暖化対策 .. 30
- ② クロピラリド対策 .. 31
- ③ 代替敷料の利用促進 .. 32

1 畜産環境問題の現状① 家畜排せつ物の発生量

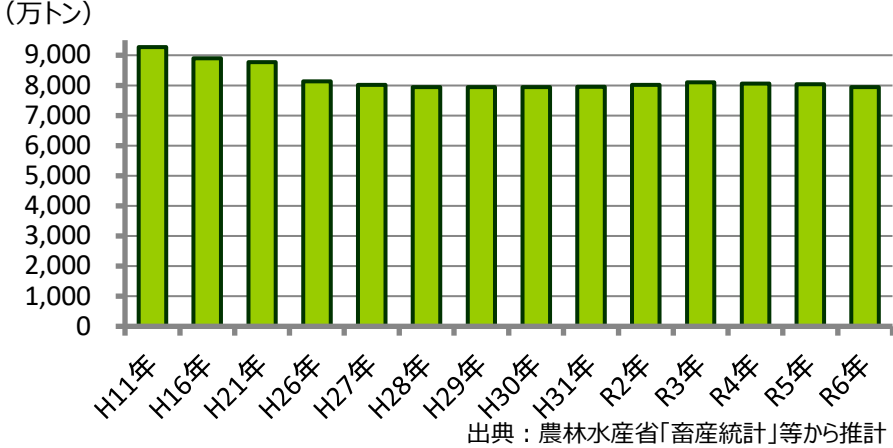
- ・ 一頭当たりの排せつ物の量は、家畜の種類、体重、飼料（種類・摂取量）、飲水量、飼養形態、季節等により変化。
- ・ 全国で発生する家畜排せつ物の量は、約8,000万トン（令和6年）。
- ・ 令和6年は乳用牛、肉用牛及び豚の飼養頭羽数が減少した一方、ブロイラーの飼養頭数が微増、採卵鶏の飼養頭羽数が横ばいで推移しており、家畜排せつ物の総発生量はわずかに減少。
- ・ 畜種別では、乳用牛・肉用牛・豚が各約3割を占める。

○家畜排せつ物の排せつ量の原単位（kg/頭・日）の例

畜種等		ふん	尿	合計	年間合計
乳用牛	搾乳牛	45.5	13.4	58.9	21.5 t
	乾・未經産牛	29.7	6.1	35.8	13.1t
	育成牛	17.9	6.7	24.6	9.0t
肉用牛	2歳未満	17.8	6.5	24.3	8.9t
	2歳以上	20.0	6.7	26.7	9.7t
	乳用種	18.0	7.2	25.2	9.2t
豚	肥育豚	2.1	3.8	5.9	2.2t
	繁殖豚	3.3	7.0	10.3	3.8t
採卵鶏	雛	0.059	—	0.059	21.5kg
	成鶏	0.136	—	0.136	49.6kg
ブロイラー		0.130	—	0.130	47.5kg

出典：（一財）畜産環境整備機構

○我が国の家畜排せつ物発生量の推移



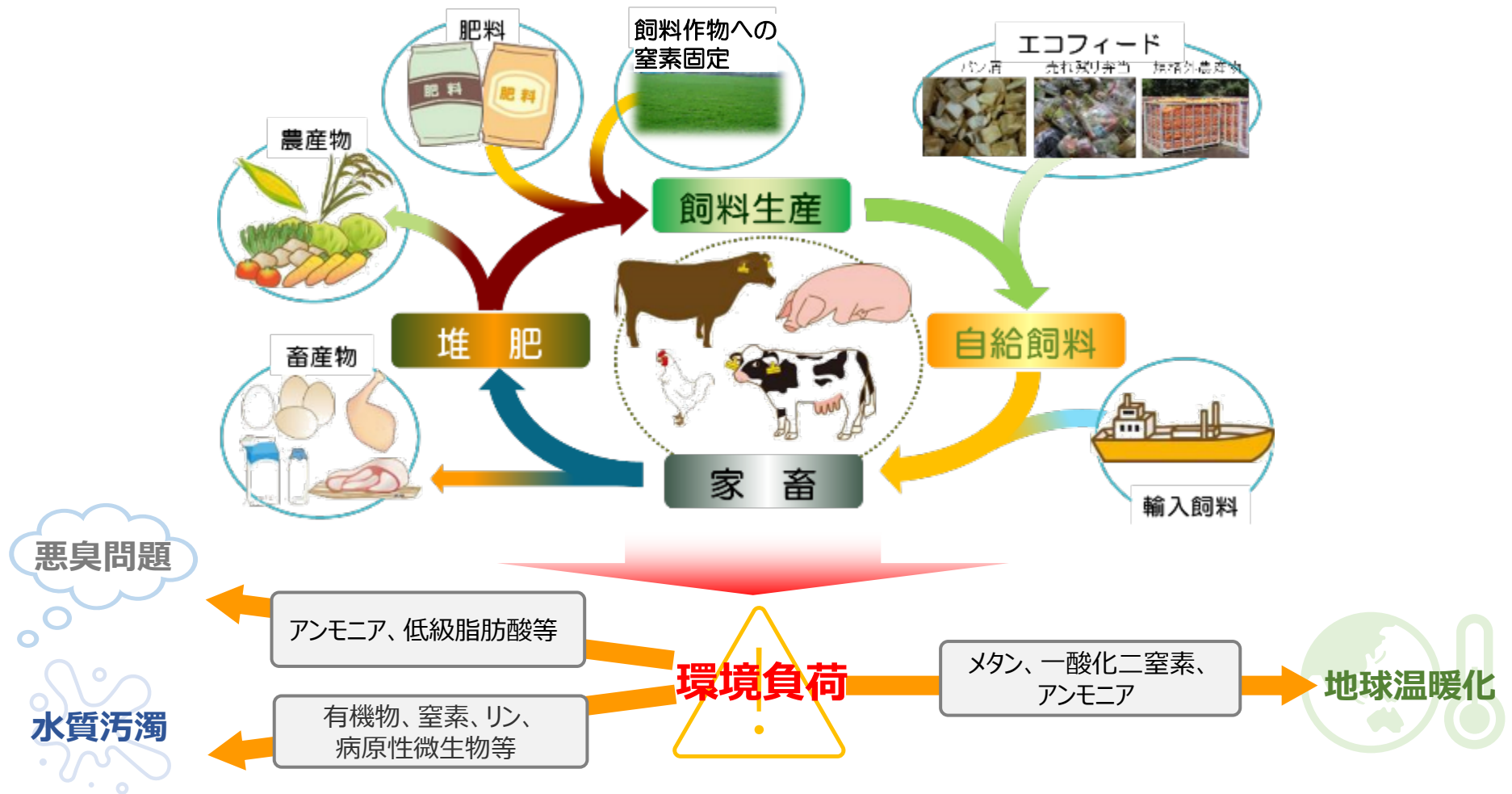
○畜種別の家畜排せつ物発生量（令和6年）

畜 種	発生量 (万トン)
乳用牛	2, 1 3 7
肉用牛	2, 4 6 7
豚	2, 0 2 0
採卵鶏	7 2 8
ブロイラー	5 9 0
合 計	7, 9 4 1

出典：農林水産省「畜産統計」等から推計

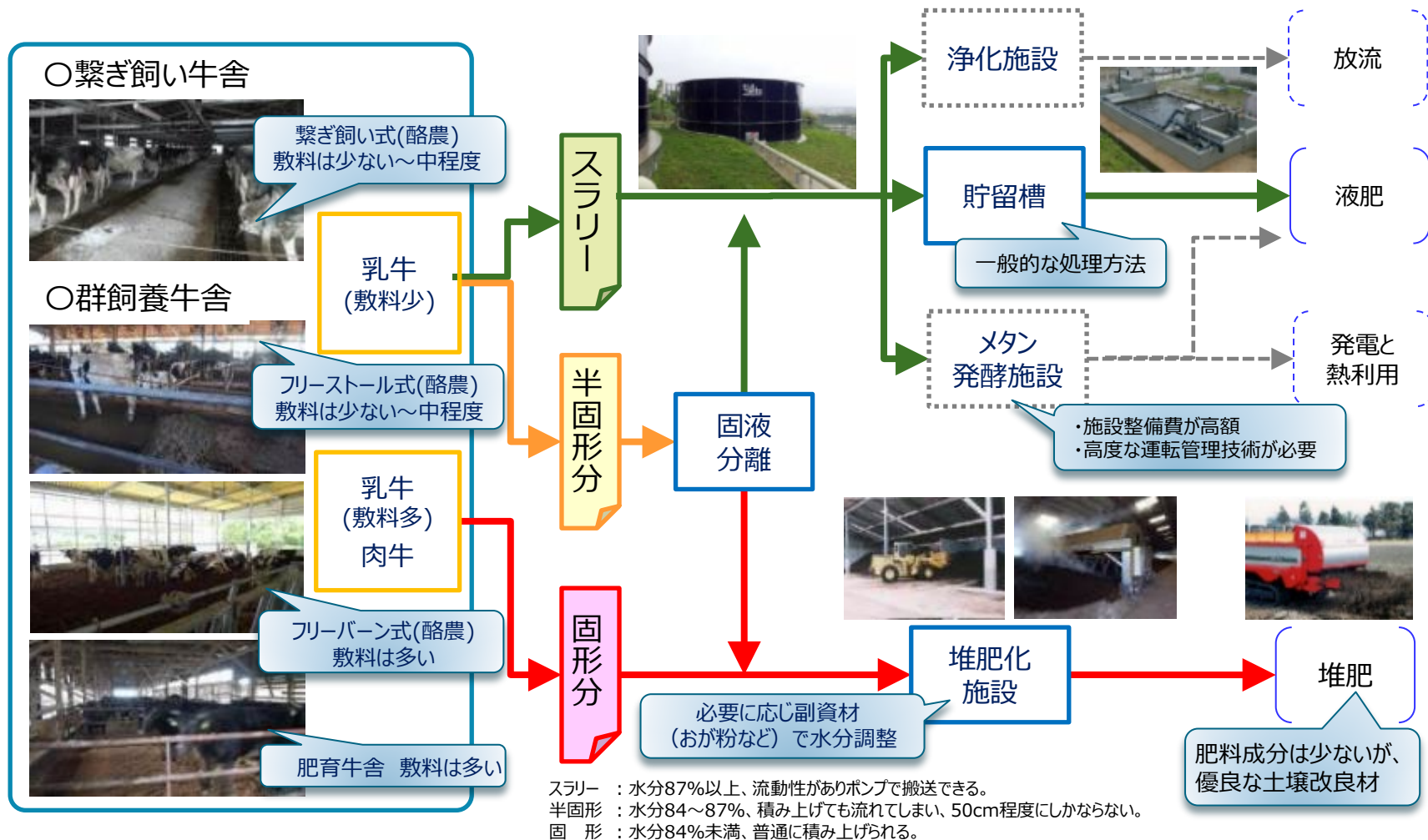
1 畜産環境問題の現状② 畜産業と環境問題の関わり

- ・ 畜産の資源循環の環が適切に回らないと、水質汚濁、悪臭、廃棄物問題、地球温暖化等の原因になり得る。
- ・ 家畜排せつ物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、事業者である畜産農家が、自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。



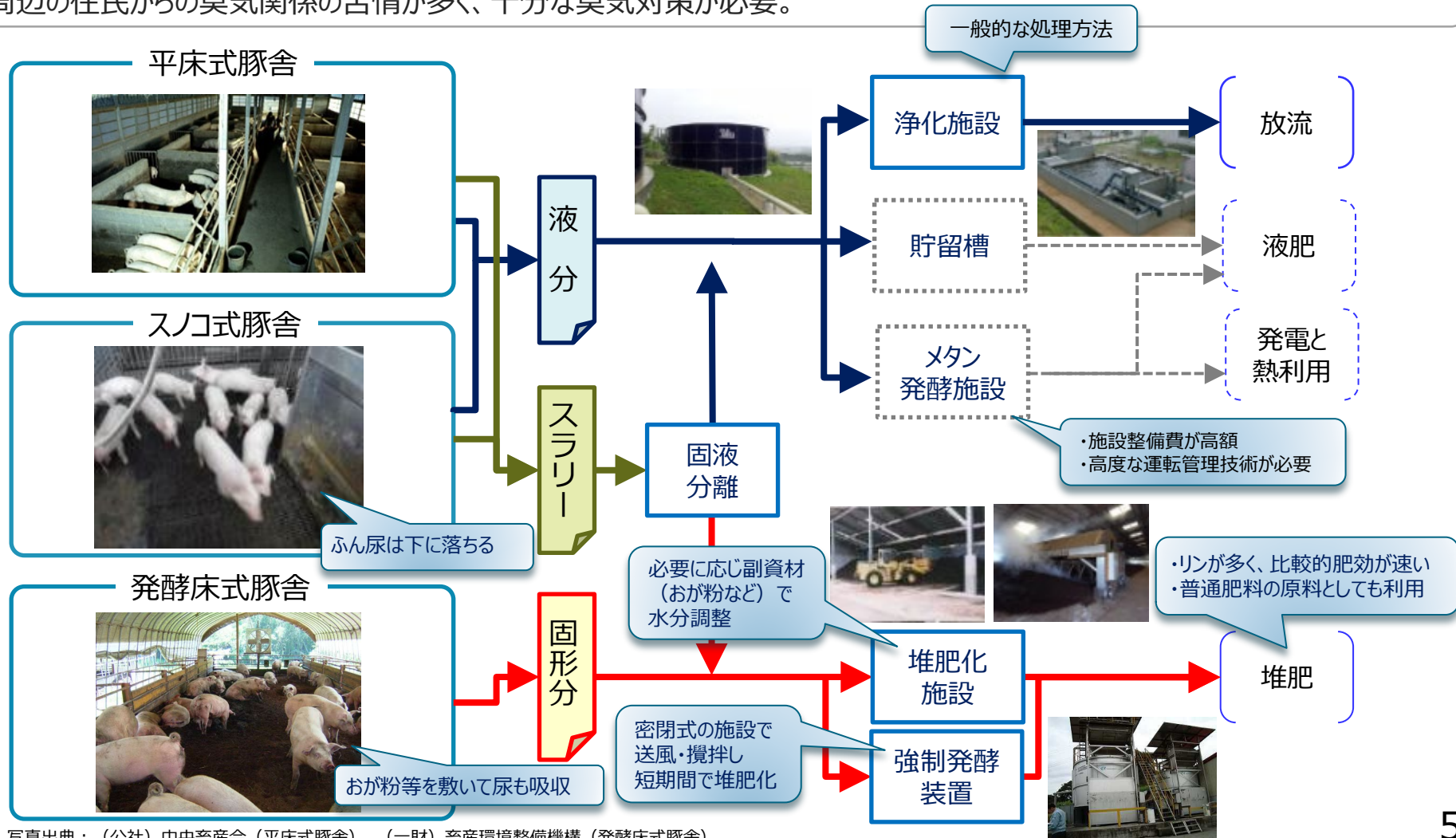
1 畜産環境問題の現状③ 家畜排せつ物処理の流れ（乳用牛・肉用牛）

- ・ 乳用牛は泌乳するため、飲水量が多いことから、ふん尿には水分が多く含まれる。また、飼養形態により排せつ物の性状が大きく異なるため、処理方法は多様。
- ・ 肉用牛のふん尿は水分が少なく、群飼養が一般的なため、ほとんどが堆肥化処理される。



1 畜産環境問題の現状④ 家畜排せつ物処理の流れ（養豚）

- 豚のふん尿は水分量が多いため、水分の処理が重要。ふん尿を分離してから、それぞれ処理する方式が主流であるが、おが粉等を用いた発酵床により尿も吸収させ、一緒に堆肥化する方式もある。
- 農場周辺の住民からの臭気関係の苦情が多く、十分な臭気対策が必要。



1 畜産環境問題の現状⑤ 家畜排せつ物処理の流れ（養鶏）

- ・ 鶏の排せつ物は水分が少なく、堆肥化が比較的容易。肥料成分が多く、肥効も速いため、肥料原料としても重要。
- ・ 排せつ物の搬出時点で特に水分が少なくなる肉用鶏を中心に、燃烧によるエネルギー利用も一部実施。
- ・ 採卵鶏では臭気関係の苦情が多いため、臭気対策への配慮が大切。

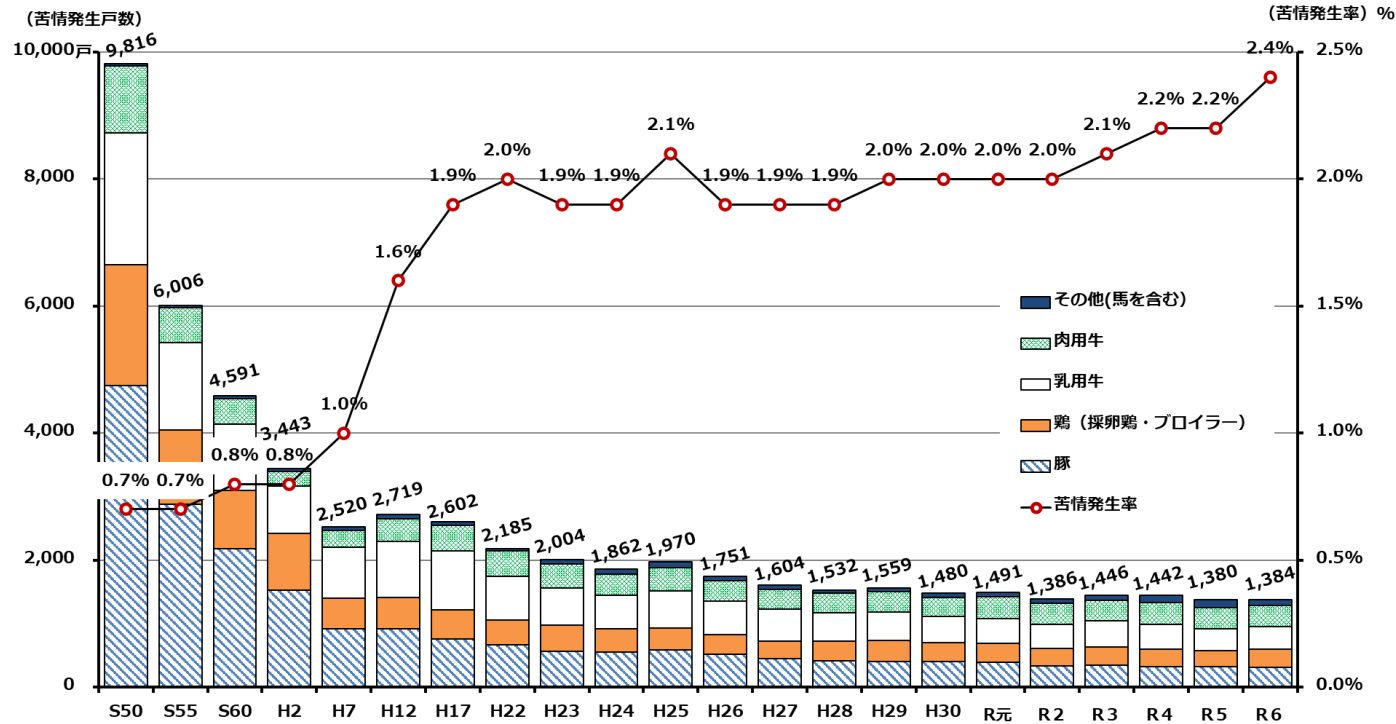


写真出典：（公社）畜産技術協会「やさしい畜産技術の話」（平飼い鶏舎）

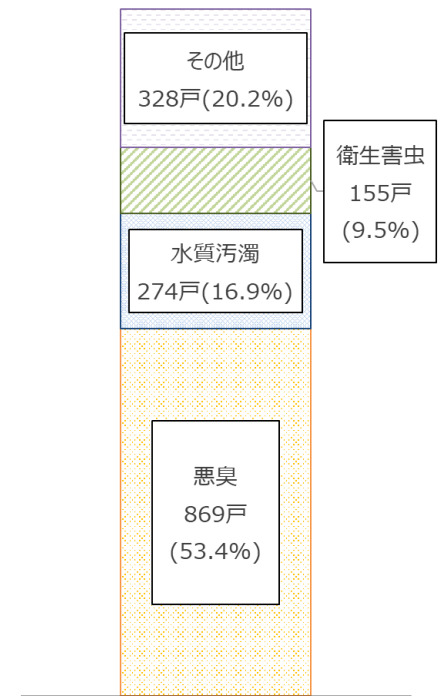
1 畜産環境問題の現状⑥ 苦情の発生状況

- ・ 畜産経営由来の苦情発生件数はほぼ横ばいであるが、畜産農家戸数当たりの発生戸数（苦情発生率）は、飼養戸数の減少に伴って微増傾向にある。
- ・ 「悪臭」の苦情が過半を占め、次いで「水質汚濁」、「衛生害虫」。
- ・ 令和6年の苦情発生戸数のうち、前年から継続している苦情が約58.7%を占める。

○苦情発生戸数・苦情発生率の推移（※1、2）



○令和6年苦情別発生戸数



令和6年苦情発生戸数
1,384戸（※3）
（うち前年から継続 812戸（58.7%））

※1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。

※2 苦情発生率は、農家戸数が不明である「その他」（馬及びその他の家畜）を除いて算出している。

※3 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典：農林水産省畜産局調べ、農林水産省「畜産統計」

1 畜産環境問題の現状⑦ 苦情の発生状況（畜種・種類・規模別）

- ・発生戸数は乳用牛、肉用牛、豚が多く、苦情発生率で見ると豚と採卵鶏（特に悪臭）が高い。
- ・ブロイラーを除く各畜種において、飼養規模が大きくなるに従い、苦情発生率も高くなる。

○苦情発生戸数（畜種・種類別）（令和6年）

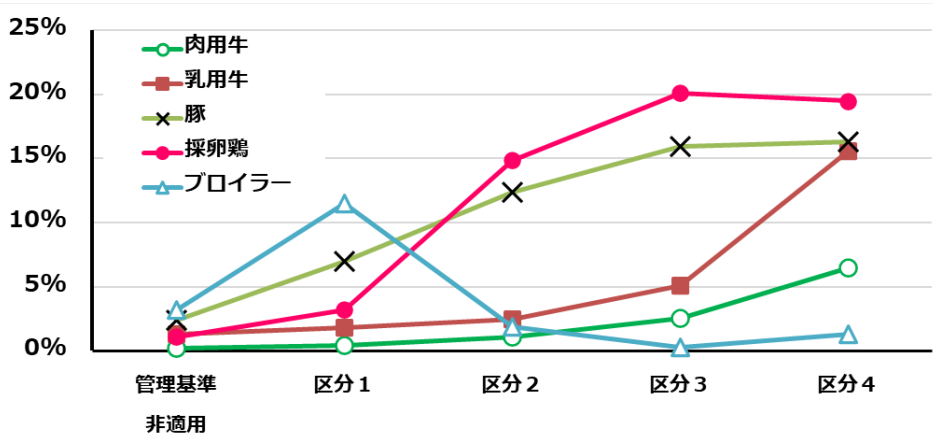
（ ）内は苦情発生率（飼養戸数当たりの苦情発生戸数の割合）

区分	悪臭	水質汚濁	衛生害虫	その他	計（※2）
乳用牛	237 (2.0%)	61 (0.5%)	31 (0.3%)	89 (0.7%)	356 (3.0%)
肉用牛	200 (0.5%)	62 (0.2%)	46 (0.1%)	106 (0.3%)	337 (0.9%)
豚	227 (7.6%)	107 (3.6%)	15 (0.5%)	24 (0.8%)	316 (10.5%)
採卵鶏	122 (7.5%)	29 (1.8%)	55 (3.4%)	25 (1.5%)	201 (12.4%)
ブロイラー	67 (3.2%)	7 (0.3%)	2 (0.1%)	11 (0.5%)	79 (3.8%)
その他	16	8	6	73	95
計	869	274	155	328	1,384

※複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。
※複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典：農林水産省畜産振興課調べ、農林水産省「畜産統計」

○経営規模別の苦情発生率（令和6年）

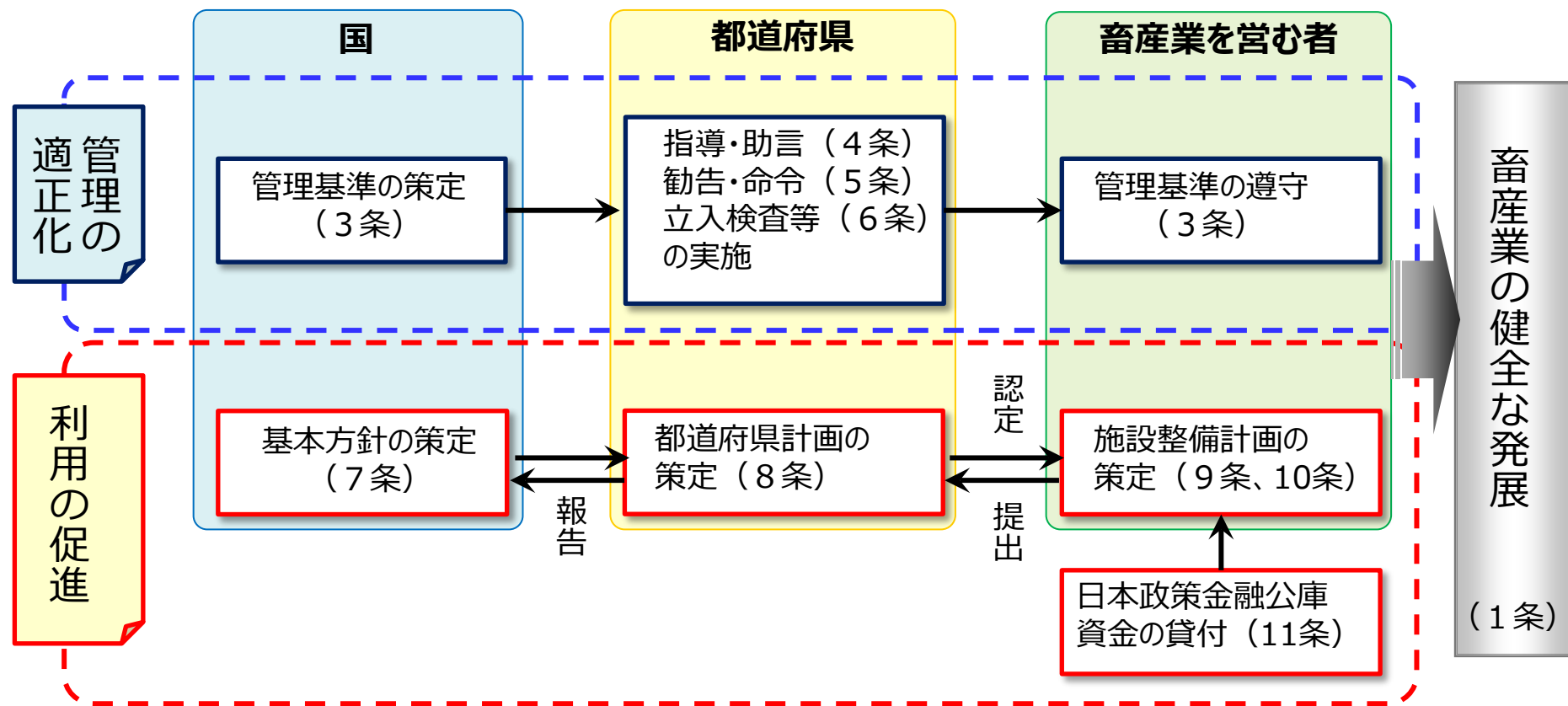


畜種	管理基準 非適用	区分1	区分2	区分3	区分4
肉用牛 (総頭数)	(～9頭)	～19頭	～99頭	～499頭	500頭～
乳用牛 (成畜頭数)	(～9頭)	～29頭	～99頭	～299頭	300頭～
豚 (肥育豚頭数)	(～99頭)	～999頭	～1,999頭	～2,999頭	3,000頭～
採卵鶏 (成鶏めす羽数)	(～2千羽)	～1万羽	～5万羽	～10万羽	10万羽～
ブロイラー (年間出荷羽数)	(～2千羽)	～10万羽	～30万羽	～50万羽	50万羽～

※本図における管理基準非適用、非適用は、それぞれ下表の（ ）内の頭羽数により便宜的に分類したものである。
※採卵鶏の1区分には飼養羽数1,000～1,999羽の戸数が含まれているため、苦情発生率は実際より低く見積もられている可能性がある。また、ブロイラーの1区分には年間出荷羽数2,000～2,999羽の戸数が含まれていないため、苦情発生率は実際より高く見積もられている可能性がある。
※頭羽数の区分については、採卵鶏・ブロイラーは区分3まで未満、それら以外の畜種・区分については以下。

2 家畜排せつ物法① 家畜排せつ物法の仕組み

- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資すること」を目的として、平成11年に成立、平成16年から本格施行、正式名称は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」。
- ・家畜排せつ物の管理の適正化について、畜産業を営む者（小規模農家を除く）は、国が策定する管理基準を遵守することを義務付け、指導・助言等は都道府県が実施。
- ・利用の促進については、国は基本方針を、各県は都道府県計画を策定するとともに、畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備計画の策定・認定を経て、日本政策金融公庫からの資金の貸付けを受けることが可能。



2 家畜排せつ物法② 家畜排せつ物法の管理基準

- ・ 家畜排せつ物法施行規則において、畜産業を営む者（小規模農家を除く）が家畜排せつ物の処理等に当たり遵守すべき基準（管理基準）を明示。なお、対象家畜は、牛、豚、鶏及び馬。
- ・ 家畜排せつ物の不適切な管理（野積み・素掘り）を禁止し、管理施設は雨による流出や地下浸透が起こらない構造とすることのほか、施設の定期的な点検や修繕等を義務付け。

～ 管理基準の概要 ～

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ① 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、**床を不浸透性材料（コンクリート等）**で築造し、適当な**覆い及び側壁**を設けること。
- ② 液状の家畜排せつ物の管理施設は、**不浸透性材料で築造した貯留槽**とすること。

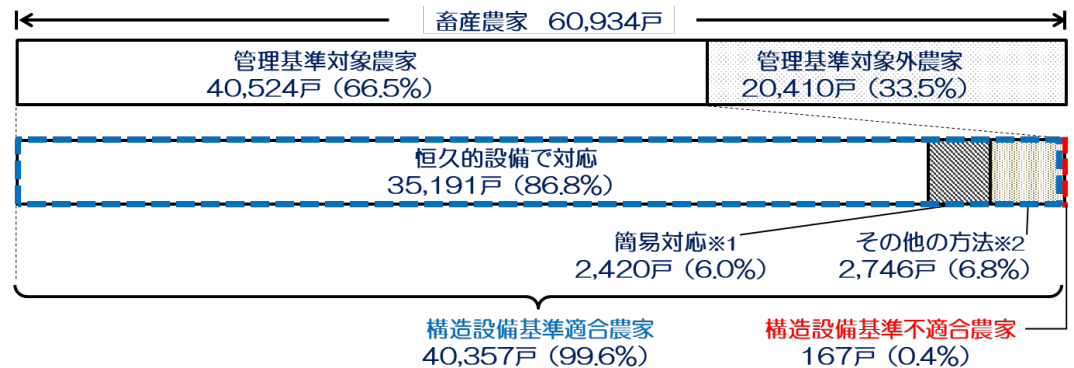
2 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ① 家畜排せつ物は**管理施設において管理**すること。
- ② 管理施設の**定期的な点検**を行うこと。
- ③ 管理施設の床、側壁等に破損があるときは**遅滞なく修繕**を行うこと
- ④ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法等について**記録**すること。

管理基準の適用対象外
 牛又は馬 10頭未満
 豚 100頭未満
 鶏 2,000羽未満



○家畜排せつ物法施行状況調査結果（令和5年12月1日時点） ～管理施設の構造設備に関する基準への対応状況～



※1 簡易対応：恒久的な施設に該当しないような場合（防水シートによる被覆等の対応）

※2 その他の方法：畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、処理委託、下水道利用等